

## 「防府市子ども・子育て支援事業計画」中間年の見直しのポイント

## ○趣旨

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方（作業の手引き）【改訂版】」（内閣府平成29年6月29日付け事務連絡）に基づき、平成29年度内に中間年の見直しを行うこととなっています。

## ○見直し箇所

- ①子育て世代包括支援センターまんまるほうふの開設により「利用者支援事業」の確保方策の増加および質の向上を追加
- ②子育て支援センター開設により「地域子育て支援拠点事業」の確保方策を増加
- ③「放課後子ども総合プラン」に関する計画の追加
- ④実費徴収に係る補足給付を行う事業の質の向上を修正
- ⑤多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の質の向上を修正

## ○教育・保育の「量の見込み」

## 見直しの要否の基準

次のいずれかに該当する場合は、原則として見直しが必要となります。

- (1) 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みより10%以上の乖離がある場合
- (2) 10%以上の乖離はないが、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童の発生が見込まれる場合
- (3) 10%以上の乖離はないが、既に計画において設定した目標値を超えて整備を行っている場合

## 教育（1号）・保育（2・3号）について当初計画における量の見込みと実績値

平成28年度		量の見込み	実績値	差	乖離状況
1号認定		1,622	1,648	26	101.60%
2号認定		1,378	1,320	-58	95.79%
3号認定	0歳	245	94	-151	38.37%
	1・2歳	862	816	-46	94.66%

- ・3号認定（0歳）以外は、10%以上の乖離なし。
- ・3号認定（0歳）においても、実績値は4月当初の数値であり、年度末には当初計画値を超えるため、下方修正する必要はなし。
- ・待機児童も発生しているが、来年度以降も受け皿の整備を行う予定。
- ・教育・保育の量の見込みについては、中間年の見直しの必要はなし。

○地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」については、教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じ、見直しを行うこととされています。

地域子ども・子育て支援事業の当初計画における量の見込みと実績値

	H28年			
	当初計画	実績値	差	乖離状況
① 利用者支援	1	1	0	100.00%
② 子育て支援拠点	50,910	19,958	▲ 30,952	39.20%
③ 妊婦健診	930	949	19	102.04%
④ 乳児家庭全戸訪問	933	941	8	100.86%
⑤ 養育支援訪問	22	32	10	145.45%
⑥ 子育て短期（ショートステイ）	31	30	▲ 1	96.77%
⑦ ファミリー・サポート	6,363	2,140	▲ 4,223	33.63%
⑧-1 一時預かり（幼稚園型）	85,266	44,157	▲ 41,109	51.79%
⑧-2 一時預かり（幼稚園型以外）	10,654	3,867	▲ 6,787	36.30%
⑨ 延長保育	266	373	107	140.23%
⑩ 病児	3,056	1,394	▲ 1,662	45.62%
⑪ 放課後児童	1,219	1,145	▲ 74	93.93%
⑫ 実費徴収				
⑬ 多様な主体の参入促進				
合計	159,651	74,987	▲ 84,664	46.97%

いくつかの事業では、計画に記載されているニーズ量と実績値に大きな乖離はあるものの不足は発生していないことから、中間年における「量の見込み」の見直しの必要はなし。

①利用者支援事業（防府市子ども・子育て支援事業計画 55ページ、65ページ）

子育て世代包括支援センターまんまるほうふ開設により、確保方策および質の向上を見直し。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
当初計画	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
補正後	—	—	—	2か所	2か所
増減	—	—	—	1か所	1か所

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を行うため、平成29年10月から子育て世代包括支援センターを市保健センター（健康増進課）に開設し、相談と情報提供体制を拡充します。

②地域子育て支援拠点事業（防府市子ども・子育て支援事業計画 55ページ）

子育て支援センター開設により確保方策を見直し。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
当初計画	7 か所				
補正後	7 か所	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所
増減	—	—	—	1 か所	1 か所

○放課後子ども総合プランの追加について

当初の計画作成に組み込むことが出来なかった、放課後子ども総合プランについて追加するため、内容を変更。

（2）地域子ども・子育て支援事業の質の向上（66ページ）

⑪放課後児童健全育成事業（留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ）

【変更前】

ニーズが高い事業であり、小学校と連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全で安心な居場所づくりを推進するため、計画的に施設整備を行うとともに放課後児童支援員の人材確保、育成に努めます。

小1の壁問題が示すように、就学前の子どもの待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻となっているため、開所時間の延長を検討します。

今後も、保育審査基準に基づいた適切な受入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を要する児童の入級の対応や放課後児童支援員の確保を図ります。

あわせて、「放課後子ども総合プラン」に基づき、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体型を中心とした計画的な整備等について検討します。

【変更後】

ニーズが高い事業であり、小学校と連携を密にし、放課後や長期休業期間における安全で安心な居場所づくりを推進するため、計画的に施設整備を行うとともに放課後児童支援員の人材確保、育成に努めます。

小1の壁問題が示すように、就学前の子どもの待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻となっているため、平成28年度からすべての留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブにおいて、開所時間を午後6時30分まで延長しました。

今後も、保育審査基準に基づいた適切な受入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行い、配慮を要する児童の入級の対応や放課後児童支援員の確保を図るとともに、長期休業期間中の開所時間の延長を検討します。

また、放課後子ども総合プランに基づき、平成31年度までに、野島を除くすべての小学校区において、「留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブ」と「放課後子ども教室」との一体型を中心とした実施を目指します。

実施にあたっては、放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーター等が連携

し、プログラムの内容・実施日等を検討できる仕組みを構築するとともに、福祉部局及び教育委員会において、定期的に協議を行い、実施状況や課題などの情報を共有し、事業検証や課題解決に連携・協力して対応します。

なお、放課後子ども教室は、特別教室、図書室、体育館、校庭等で実施しているため、引き続き学校関係者と連携をとりながら事業を実施します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【変更前】

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

【変更後】

保育等を利用する生活保護世帯等に対して文房具等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の一部を給付することにより、子どもの健やかな成長を支援します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【変更前】

新規事業のため、今後、方向性を検討します。

【変更後】

私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。